

②遺言書の有無の確認（自宅・公証役場）

遺言書があるかないとでは、相続の進め方が大きく異なってきます。簡単に言えば、遺言書が有る場合は、その内容通りに進めることが出来ますが、遺言書が無い場合は、相続人全員で話し合いをして財産をどう分けるか決めなければなりません。

遺言書を残している可能性があるなら、徹底的に探してください。

また、公正証書遺言を作った可能性があるなら、公証役場に問合せすることも必要です。

問合せする際は、被相続人の戸籍謄本（除籍謄本）ご自身（相続人）の戸籍謄本と運転免許書を持参し、公正証書遺言の検索・照会手続を依頼してください。